

生活衛生行政の現状と課題について

令和7年2月7日

厚生労働省 健康・生活衛生局 生活衛生課

本日の内容

1. はじめに
2. 生活衛生対策について
 - (1)生活衛生分野の施策・法体系について
 - (2)地域保健と保健所
3. 生活衛生関係営業の現状と制度について
4. 生活衛生行政に関する課題
～最近のトピックス含む～
5. おわりに

1. はじめに

厚生労働省の生活衛生関係担当課

厚生労働省



生活衛生課の主な業務

主に、飲食業、理容業、美容業、クリーニング業、旅館業、公衆浴場業、興行場などの生活衛生関係営業について、適切な衛生規制の下、その経営基盤を充実させるための支援を行うことや、営業者組織の自主的活動を促進すること等を通じ、衛生水準の維持向上を図るとともに、消費者の利益を守る施策を担当。

➡ 「衛生水準の維持向上」と「生衛業者の経営の健全化・業の振興」が課の2大業務

この他、

- 理容師・美容師国家試験及び養成施設に関すること
- 建築物衛生の改善及び向上に関すること
- 埋葬、火葬及び改葬並びに墓地及び納骨堂に関することなどを担当。

2. 生活衛生対策について

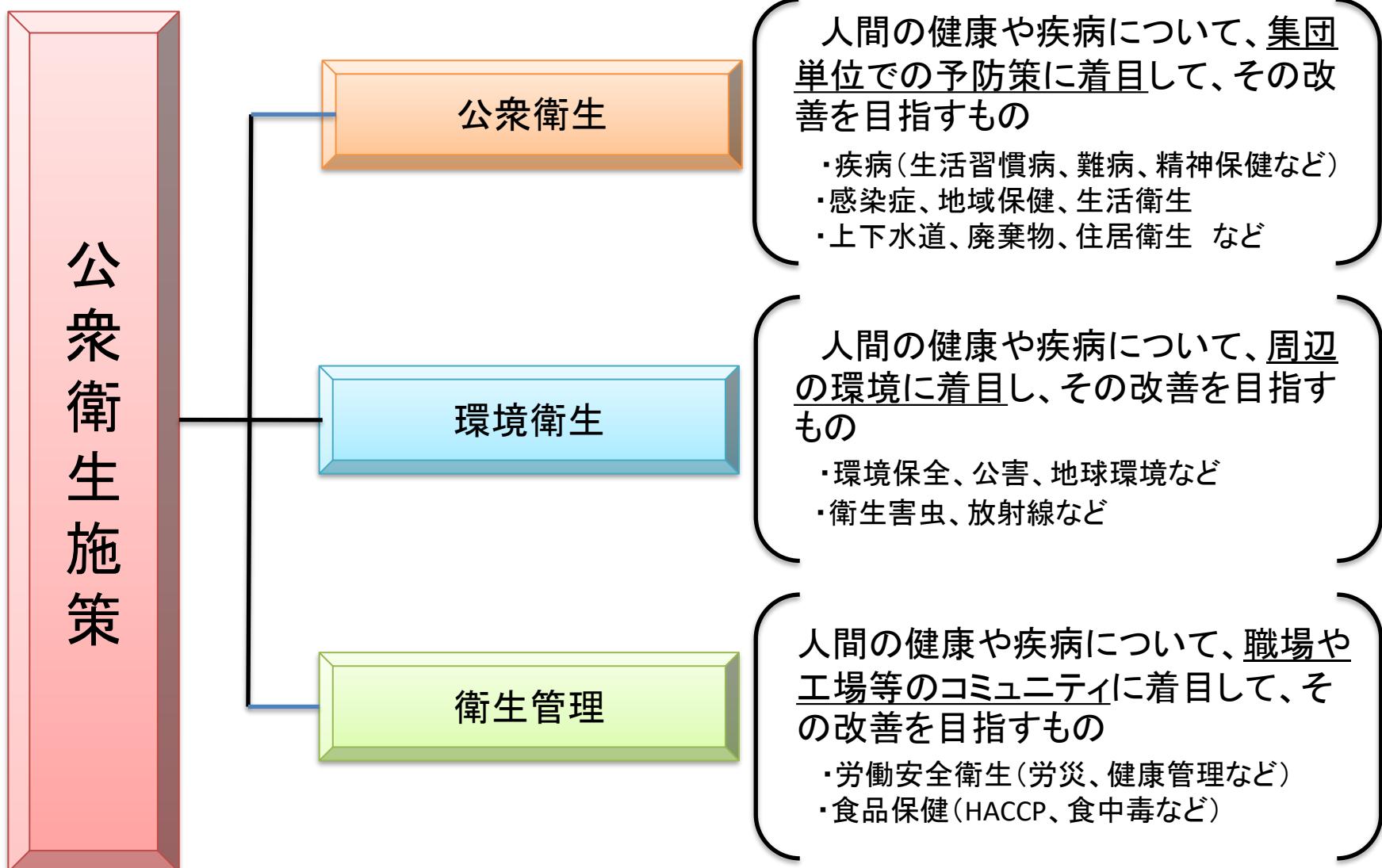
（1）生活衛生分野の施策・法体系 について

日本国憲法（1947年施行）

第25条　すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2　**国は**、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び**公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。**

公衆衛生施策の大別(イメージ)



生活衛生課所管法令

※□が営業6法

※共管は主要なものに限る。

法律名	公布年月日	定義
生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	昭和32年 法律第164号	「適用営業者」・・・次に掲げる営業を行う営業者 <ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生法の規定により許可を受けて営む営業のうち、飲食店営業、喫茶店営業、食肉販売業及び氷雪販売業 ・理容業（理容師法の規定により届出をして理容所を開設すること） ・美容業（美容師法の規定により届出をして美容所を開設すること） ・興行場法に規定する興行場営業のうち映画、演劇又は演芸に係るもの ・旅館業法に規定する旅館業 ・公衆浴場法に規定する浴場業 ・クリーニング業法に規定するクリーニング業
興行場法	昭和23年 法律第137号	「興行場」・・・映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は観せ物を、公衆に見せ、又は聞かせる施設 「興行場営業」・・・都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長）の許可を受けて、業として興行場を経営
旅館業法	昭和23年 法律第138号	「旅館業」・・・旅館・ホテル営業、簡易宿所営業及び下宿営業をいう。 「旅館・ホテル営業」施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のものをいう。 「簡易宿泊営業」・宿泊する場所を多人数で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で下宿営業以外のものをいう。 「下宿営業」・・・施設を設け、1ヶ月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業をいう。 「宿泊」・・・寝具を使用して前各項の施設を利用することをいう。
公衆浴場法	昭和23年 法律第139号	「公衆浴場」・・・温湯、潮湯、又は温泉その他を使用して、公衆を入浴させる施設 「浴場業」・・・都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長）の許可を受けて、業として公衆浴場を経営
理容師法	昭和22年 法律第234号	「理容」・・・頭髪の刈込、顔そり等の方法により、容姿を整えること 「理容師」・・・理容を業とする者 「理容所」・・・理容の業を行うために設けられた施設
美容師法	昭和32年 法律第163号	「美容」・・・パーマネントウエーブ、結髪、化粧等の方法により、容姿を美しくすること 「美容師」・・・厚生労働大臣の免許を受けて美容を業とする者 「美容所」・・・美容の業を行うために設けられた施設
クリーニング業法	昭和25年 法律第207号	「クリーニング業」溶剤又は洗剤を使用して、衣類その他の繊維製品又は皮革製品を原型のまま洗たくすること（繊維製品を使用させるために貸与し、その使用済後はこれを回収して洗たくし、さらにこれを貸与することを繰り返して行うことを含む。）を営業とすること 「クリーニング師」都道府県知事の免許を受けた者。 「営業者」・・・クリーニング業を営む者（洗たくをしないで洗たく物の受取及び引渡しをすることを営業とする者を含む。） 「クリーニング所」洗たく物の処理又は受取及び引渡しのための営業者の施設
建築物における衛生的環境の確保に関する法律	昭和45年 法律第20号	「特定建築物」・・・(3000m ² 以上)興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館、遊技場、店舗、事務所、旅館 等 (8000m ² 以上) 小学校、中学校 等 「特定建築物所有者等」特定建築物の届出、建築物環境衛生管理技術者の選任、維持管理に関する帳簿書類の管理 「特定建築物維持管理権原者」建築物環境管理基準に従い維持管理、建築物環境衛生管理技術者の意見尊重、改善命令等に従う
墓地、埋葬等に関する法律	昭和23年 法律第48号	「埋葬」・・・死体（妊娠四箇月以上の死胎を含む。以下同じ。）を土中に葬ること 「火葬」・・・死体を葬るために、これを焼くこと 「改葬」・・・埋葬した死体を他の墳墓に移し、又は埋蔵し、若しくは収蔵した焼骨を、他の墳墓又は納骨堂に移すこと 「墳墓」・・・死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設 「墓地」・・・墳墓を設けるために、墓地として都道府県知事の許可をうけた区域 「納骨堂」・・・他人の委託をうけて焼骨を収蔵するために、納骨堂として都道府県知事の許可を受けた施設 「火葬場」・・・火葬を行うために、火葬場として都道府県知事の許可をうけた施設
公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律	昭和56年 法律第68号	（目的）公衆浴場が住民の日常生活において欠くことのできない施設であるとともに、住民の健康の増進等に關し重要な役割を担っているにもかかわらず著しく減少しつつある状況にかんがみ、公衆浴場についての特別措置を講ずるように努めることにより、住民のその利用の機会の確保を図り、もって公衆衛生の向上及び増進並びに住民の福祉の向上に寄与すること。
住宅宿泊事業法（国土交通省共管）	平成29年 法律第65号	「住宅宿泊事業」・旅館業法第3条の2第1項に規定する営業者以外の者が宿泊料を受けて住宅に人を宿泊させる事業。 人を宿泊させる日数が1年間で180日を超えないもの。宿泊者の衛生の確保は、厚生労働省令で定めるものを講じる。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律概要

目的（第1条）

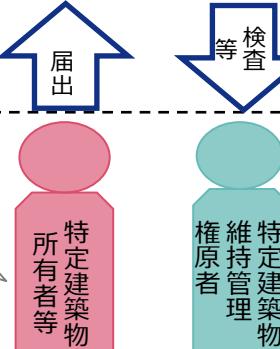
この法律は、多数の者が使用し、又は利用する建築物の維持管理に関し、環境衛生上必要な事項等を定めることにより、その建築物における環境の確保を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に資することを目的とする。

※ 特定建築物所有者等と維持管理権原者は、同一の場合と異なる場合がある。

【特定建築物所有者等】

- （所有者又は全部の管理の権原者）
- ・特定建築物の届出
 - ・建築物環境衛生管理技術者の選任
 - ・維持管理に関する帳簿書類の管理

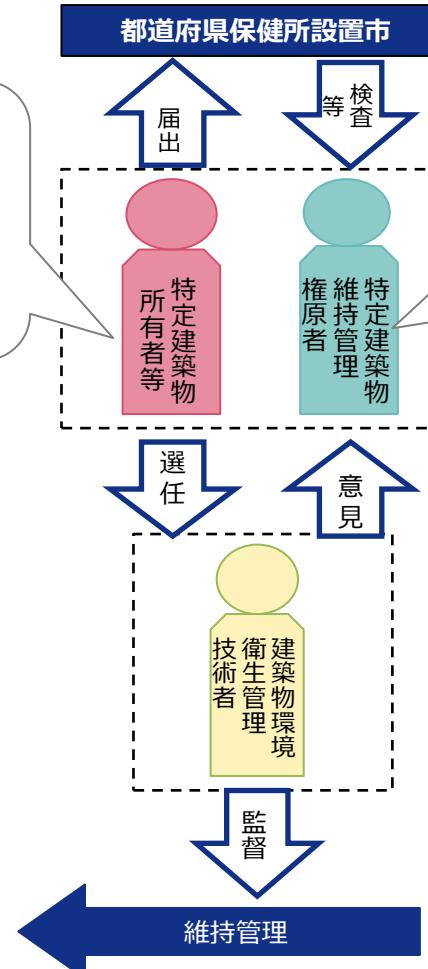
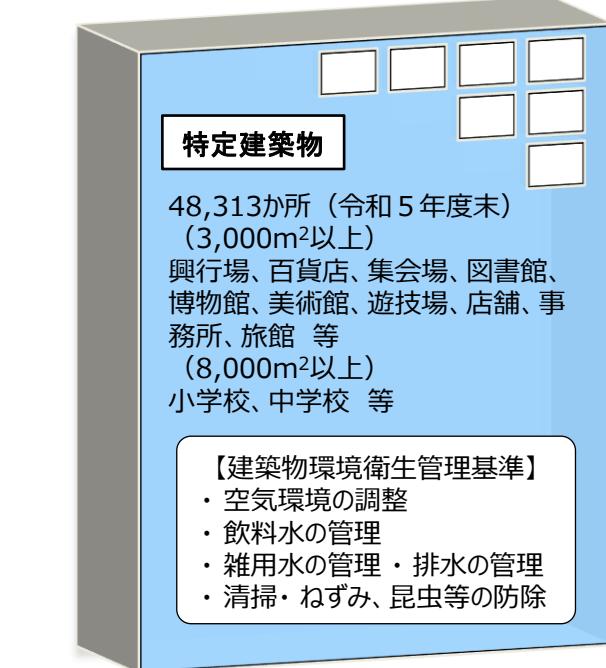
都道府県保健所設置市



【特定建築物維持管理権原者】

（当該特定建築物の維持管理について権原を有する者）

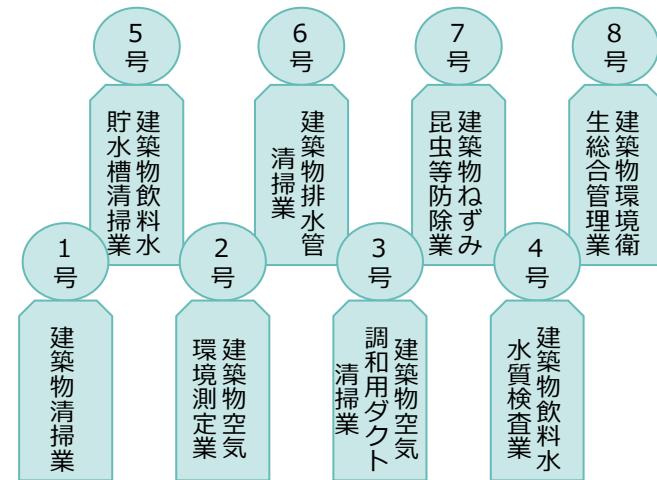
- ・建築物環境管理基準に従い維持管理
- ・建築物環境衛生管理技術者の意見尊重
- ・改善命令等に従う



ビルメンテナンス業者

【都道府県知事の登録対象業種】

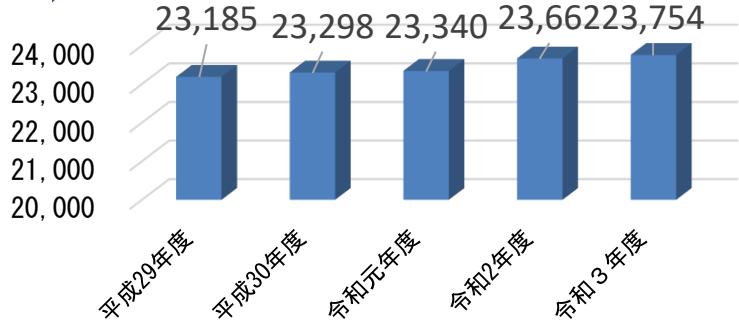
* 延べ登録営業所数 17,803か所（令和5年度末）



ビルメンテナンス業における現状(基礎データ編)

ビルメンテナンス業の事業場数

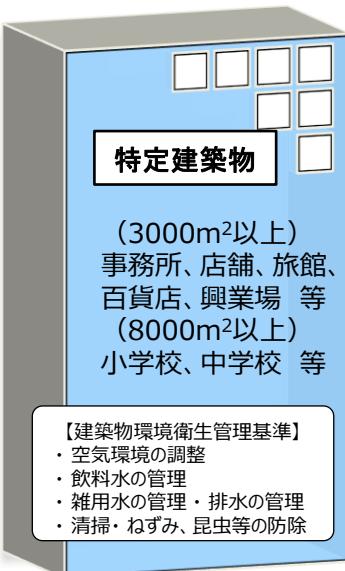
→ **23,754 事業場** (労災保険が適用されない個人事業者等は含まれない)



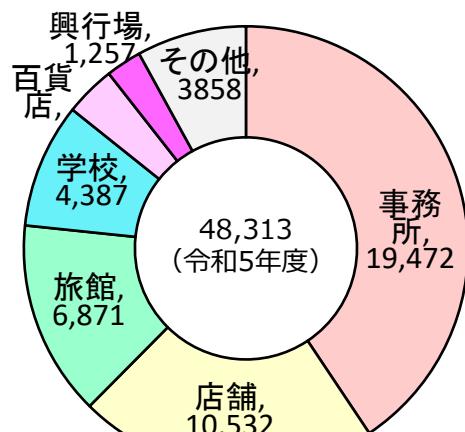
(出典 労働者災害補償保険事業年報)

建築物衛生法に基づく特定建築物数

※ 特定建築物とは、建築物衛生法に基づく建築物環境衛生管理基準の義務の対象となる建築物をいう。



R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
46,756	47,273	47,530	47,910	48,313



(出典 衛生行政報告例 (令和5年度))

建築物衛生法に基づく登録営業所数

※ 一つの営業所が複数の登録を受けている場合はそれぞれ計上しており、個人事業者等も含まれていることから、総数はビルメンテナンス業の事業場数と一致しない

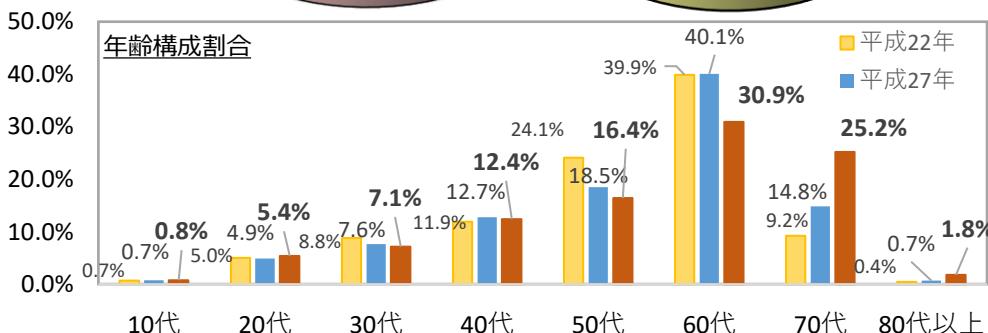
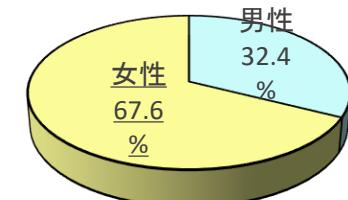
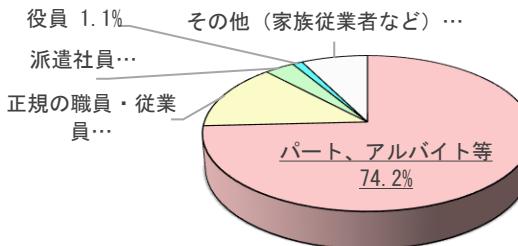
建築物清掃業	3,820	建築物飲料水貯水槽清掃業	6,497
建築物空気環境測定業	878	建築物排水管清掃業	1,170
建築物空気調和用ダクト清掃業	112	建築物ねずみ昆虫等防除業	2,660
建築物飲料水水質検査業	502	建築物環境衛生総合管理業	2,164

(出典 衛生行政報告例 (令和5年度))

ビル・建物清掃員の就業者数

→ **910,680 人 (令和2年国勢調査)**

(出典 国勢調査)



ビル・建物清掃員の有効求人倍率等

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
有効求人倍率の推移	2.91	2.05	2.10	2.65	2.46

(出典 厚生労働省職業安定局)

墓地、埋葬等に関する法律の概要

1. 目的

- この法律は、墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とする。【法律の目的(第1条)】

2. 埋葬等に関する原則

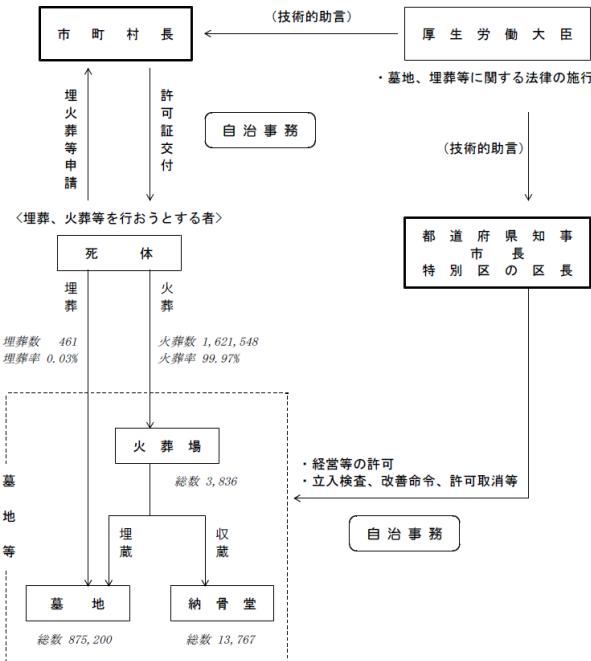
- 埋葬又は焼骨の埋蔵は、墓地以外の区域に行ってはならない。火葬は、火葬場以外の施設で行ってはならない。【墓地外の埋葬等の禁止(第4条)】
- 墓地、納骨堂又は火葬場の管理者は、埋葬、焼骨の埋蔵、収蔵又は火葬の求めを受けたときは、正当の理由（例：新たな埋葬等を行う余地がない等）がなければ、これを拒んではならない。【埋葬等の応諾義務(第13条)】

3. 埋葬、火葬等の手続(自治事務)

- 埋葬、火葬又は改葬を行おうとする者は、市町村長の許可を受けなければならない。【埋葬、火葬等の許可(第5条)】
→死体の埋葬又は火葬を行う者がいるとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長が行わなければならない。【市町村長の埋葬又は火葬の義務(第9条)】
- 墓地、火葬場等の管理者は、許可証(第8条)を受理した後でなければ、埋葬、火葬等を行ってはならない。【許可証のない埋葬、火葬等の禁止(第14条)】

4. 墓地、火葬場等の許可等(自治事務)

- 墓地、納骨堂又は火葬場の経営をしようとする者は、都道府県等の許可を受けなければならない。
→墓地等の区域の変更、廃止の場合も同様。【墓地、火葬場等の経営等の許可(第10条)】



※ そのほか、一類感染症により死亡した患者の御遺体の火葬の実施に関するガイドライン、大規模災害に備えた広域火葬計画策定の指針等を規定

(2) 地域保健と保健所

地域保健法

第1条

この法律は、地域保健対策の推進に関する基本方針、保健所の設置その他地域保健対策の推進に
関し基本となる事項を定めることにより、母子保健法
その他の地域保健対策に関する法律による対策が
地域において総合的に推進されることを確保し、もつ
て地域住民の健康の保持及び増進に寄与する

保健所

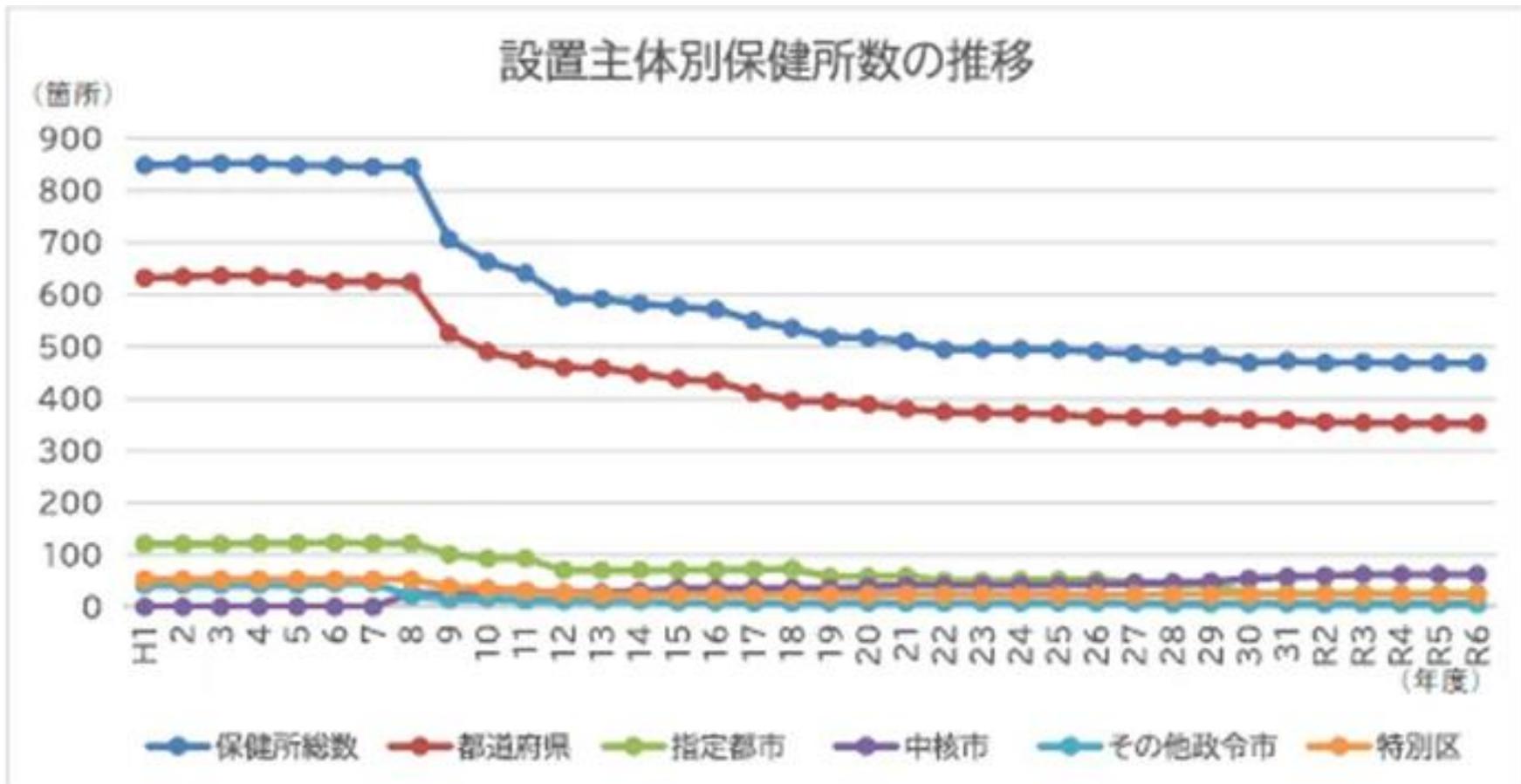
地域における公衆衛生の向上と増進を図るために設置された、第一線の総合的**保健衛生行政機関**

※設置主体別保健所数(保健所総数:468 R6年4月現在)

都道府県	: 352	指定都市:	26
中核市・政令市	: 67	特別区	: 23

厚生労働省調べ

保健所数



※令和 6 年 4 月 1 日現在は468か所

健康局健康課地域保健室調べ：各年度 4 月 1 日現在

保健所業務の現状

- 保健所は、対人保健サービスのうち、広域的に行うべきサービス、専門的技術を要するサービス及び多種の保健医療職種によるチームワークを要するサービス並びに対物保健等を実施する第一線の総合的な保健衛生行政機関
- また、市町村が行う保健サービスに対し、必要な技術的援助を行う。

《対人保健分野》

＜感染症等対策＞

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)
健康診断、患者発生の報告等
定期外健康診断、訪問指導、管理検診 等

＜エイズ・難病対策＞

エイズ個別カウンセリング
(無料匿名検査を含む)事業
エイズ相談・教育事業等
難病医療相談 等

＜精神保健対策＞

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)
(障害者基本法)
医療・保健・福祉相談、等

＜その他＞

(母子保健法)
(健康増進法)
広域的又は専門的な知識及び技術を要する事業 等

《対物保健分野》

＜食品衛生関係＞

(食品衛生法)
営業の許可、営業施設等の監視、指導等

＜生活衛生関係＞

(生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律)
、興行場法、公衆浴場法、旅館業法、理容師法、美容師法、クリーニング業法など)
営業の許可、届出、立入検査等

保健所運営協議会
保健所長(医師)

- 専門的・技術的業務の推進
- 健康危機管理
- 市町村への技術的援助・助言
- 市町村相互間の調整
- 地域保健医療計画の作成・推進
- 企画調整
- 調査・研究

＜医療監視等関係＞

(医療法、歯科技工士法、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律)
病院等、医療法人、歯科技工所、衛生検査所等への立入検査等

医師	臨床検査技師	医療社会事業員
歯科医師	管理栄養士	精神保健福祉相談員
薬剤師	栄養士	食品衛生監視員
獣医師	歯科衛生士	環境衛生監視員
保健師	理学療法士	と畜検査員 等
診療放射線技師	作業療法士	

なお、指定市等の設置する保健所については、健康増進法に基づく健康診査、健康教育等や母子保健法に基づく乳幼児健診等を、これらの業務に加え行っているところもある。

主な業務内容

(1) 食品衛生関係

業務の種類	業務内容	根拠法令
食品衛生業務	<ul style="list-style-type: none">・飲食店等の許認可・許可施設の監視指導・流通食品の表示等検査・大量調理施設等の監視・食中毒・苦情の対応	<ul style="list-style-type: none">・食品衛生法・地方自治体の条例など

(2)環境衛生関係

業務の種類	業務内容	根拠法令
○生活衛生営業の <u>許可等</u> 及び <u>監視指導</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・興行場、公衆浴場、旅館(民泊を含む)、理容所、美容所、クリーニング所の許可等及び監視指導 <p style="margin-top: 10px;">* 住宅宿泊事業の届出・監視指導</p>	<p>興行場法、公衆浴場法 理容師法、美容師法 旅館業法(住宅宿泊事業法を含む)、クリーニング業法 * 住宅宿泊事業法</p>
○建築物における <u>衛生的環境の確保</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・相当規模を有し、多数の者が使用する建築物の衛生確保指導 ・建築物衛生管理業の登録及び指導 	<p>建築物における衛生的環境の確保に関する法律</p>
○飲料水等の <u>衛生確保</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・上水道、簡易水道、専用水道等の適切な管理運営の指導 ・飲用井戸等の衛生指導 ・<u>遊泳用プールの衛生指導</u> 	<p>水道法、飲用井戸等の衛生対策要領、遊泳用プールの衛生基準</p>

環境衛生監視員について

人数 (R5年度末)	6, 534名 うち専従者:348名(5%)
資格	<p>以下のいずれかの条件(任用資格)を満たす公務員の中から、都道府県知事等により任命される。</p> <ul style="list-style-type: none">・大学又は専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、水産学、農学、工学、理学又は保健衛生学の課程を修めて卒業した者・医師、歯科医師、薬剤師又は獣医師・国立保健医療科学院において環境衛生に関するコースの課程又はこれに相当する課程を修了した者
根拠法令	<ul style="list-style-type: none">・旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)等・環境衛生監視員の任命について(昭和42年1月11日環衛第7003号厚生省環境衛生局長通知)
業務内容	<p>※ 主に保健所に所属</p> <ul style="list-style-type: none">・理美容所の衛生措置についての立入検査、管理者の設置確認、資格者就業の確認・火葬場の管理についての立入検査・興行場の衛生管理についての立入検査・旅館、ホテル等の衛生措置、構造設備の検査・公衆浴場の衛生措置、構造設備の検査・化製場又は死亡獣畜取扱場の衛生措置、構造設備の検査・クリーニング所又は業務用の車両の衛生措置、クリーニング師の設置確認、苦情対応の確認・特定建築物の維持管理の状況の検査 など

※ 「衛生行政報告例」(厚生労働省)より

生衛業の衛生管理に関する監視・指導①

営業6法に係る衛生管理要領等

技術的助言

理容所及び美容所における衛生管理要領(通知)

昭和56年6月1日
環指第95号厚生省環境衛生局長
昭和63年10月4日(一部改正)
平成12年8月15日(一部改正)
平成14年3月29日(一部改正)
平成22年9月15日(一部改正)
令和6年6月26日(一部改正)

出張理容・出張美容に関する衛生管理要領(通知)

平成19年10月4日
健発第1004002号厚生労働省健康局長

クリーニング所における衛生管理要領(通知)

昭和57年3月31日
環指第48号厚生省環境衛生局長
平成元年3月27日(一部改正)
平成12年8月15日(一部改正)
平成22年11月12日(一部改正)
令和4年9月21日(一部改正)
令和5年7月3日(一部改正)
令和5年8月31日(一部改正)

おしごりの衛生的処理等に関する指導基準(通知)

昭和57年11月16日
環指第157号厚生省環境衛生局長

貸おむつの衛生的処理等に関するガイドライン(通知)

平成5年11月25日
衛指第224号厚生省生活衛生局指導課長

貸おむつの洗濯を行うクリーニング所の施設、設備及びそれらの管理に関するガイドライン(通知)

興行場法第2条、第3条関係基準条例準則(通知)

昭和59年4月24日
環指第42号厚生省環境衛生局長
平成27年7月31日(改正)

公衆浴場における水質基準等に関する指針(通知1)

平成12年12月15日
生衛発1,811号生活衛生局長通知

平成15年2月14日(一部改正)
平成28年3月30日(別添3一部改正)

公衆浴場における衛生等管理要領(通知)

平成29年12月15日(別添3一部改正)
平成30年1月31日(別添3一部改正)

旅館業における衛生等管理要領(通知)

令和元年9月19日(一部改正)
令和2年12月10日(一部改正)
令和5年11月15日(別添3一部改正)
令和6年12月18日(別添1一部改正)

生衛業の衛生管理に関する監視・指導②

その他の衛生基準等

技術的助言

コインオペレーションクリーニング営業施設の衛生措置等指導要綱(通知)	昭和58年3月29日 環指第39号厚生省環境衛生局長 令和4年12月27日(一部改正)
遊泳用プールの衛生基準(通知)	平成19年5月28日 健発第0528003号厚生労働省健康局長
ネイルサロンにおける衛生管理に関する指針(通知)	平成22年9月15日 健発0915第4号厚生労働省健康局長

3. 生活衛生関係営業の現状と制度について

生衛法とその施策体系について

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(生衛法) (昭和32年6月3日法律第164号)(抄)

(目的)

第1条 この法律は、公衆衛生の見地から国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係の営業について、衛生施設の改善向上、経営の健全化、振興等を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護に資するため、営業者の組織の自主的活動を促進するとともに、当該営業における過度の競争がある等の場合における料金等の規制、当該営業の振興に計画的推進、当該営業に関する経営の健全化の指導、苦情処理等の業務を適正に処理する体制の整備、営業方法又は取引条件に係る表示の適正化等に関する制度の整備等の方策を講じ、もって公衆衛生の向上及び増進に資し、並びに国民生活の安定に寄与することを目的とする。

生活衛生関係営業対策

生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上

食品衛生責任者等による衛生基準の遵守

環境衛生監視員等により各業法に基づき行われる監視指導
(興行場法、公衆浴場法、旅館業法、理容師法、美容師法、クリーニング業法)

日本政策金融公庫による融資(生衛法第56条の4)

国による振興指針の策定(生衛法第56条の2)

都道府県生活衛生営業指導センター(生衛法第57条の3)

全国生活衛生営業指導センター(生衛法第57条の9)

生活衛生同業組合等による自主的活動の推進(生衛法第8条及び第54条)

生活衛生同業組合、連合会等に対する助成(生衛法第63条の2)

税制上の措置(減価償却の特例)(生衛法第56条の5)

標準営業約款の認可・登録(生衛法第57条の12及び第57条の13)

経営基盤の安定

消費者(利用者)の利益の擁護

生活衛生関係営業の種類とその施策体系について

- 生活衛生関係営業（生衛業）は、飲食業、理容業、美容業、クリーニング業、旅館業、浴場業などをいい、国民生活に密着したサービスを提供。
- 衛生的で安心なサービスが国民に提供されるよう、生衛業者は衛生規制を遵守して活動。
- 生衛業者の大部分が中小零細企業であるため、国及び地方公共団体が生衛法に基づき営業者の自主的活動の促進等を行うことにより生衛業の経営の健全化、衛生水準の維持向上及び消費者（利用者）の利益の擁護を実現。

★ 国民生活に不可欠なサービス
安心・安全、衛生、快適

消費者（利用者）

・事業所：約108万事業所（全事業所の約20%）
・従業員数：約668万従業員（全産業の約11%）

出典：総務省「令和3年経済センサス」

16業種

生活衛生関係営業者

サービス提供



指導・支援

生衛連合会
生衛組合

- ・振興計画（自主的取組）
- ・標準営業約款

（公財）全国生活衛生営業指導センター
（公財）都道府県生活衛生営業指導センター

保健所等
[行政]

・衛生規制

- ・経営の健全化
- ・衛生水準の維持向上
- ・消費者（利用者）の利益擁護

※ 生活衛生関係営業の業種毎に振興指針を定めるとともに、予算・融資（日本政策金融公庫）・税制措置等の支援策を通じて業界を振興

生活衛生関係営業者への支援（令和6年度補正予算関連）

現下の情勢により経営状況が厳しい生活衛生関係営業者への支援として、①物価高騰・人材確保等の対応に向けた支援、②専門家による相談支援、③資金繰り支援を行う。

①物価高騰等の対応に向けた支援

3.9億円

- 業種ごとの生衛組合連合会において、物価高騰・人材確保に対応するために必要な価格転嫁の広報、既存商品・サービスのブランド化、イベント等の取組を実施。
- 消費者・利用者に対する価格転嫁の理解促進、新規顧客の確保、商品・サービスへの需要喚起促進等につなげ、生衛業の経営状況の改善、売上げの上昇による貢上げ・雇用維持等を図る。

【補助先：生活衛生同業組合連合会（補助率：10/10）】

②専門家による相談支援

2.1億円

- 生衛業の営業者に対する専門家による多様な現場のニーズに応じた伴走型の支援を実施。
 - ・ 中小企業診断士による経営診断や事業再構築・省エネ等に向けた補助金の活用を含めた相談支援
 - ・ 税理士による税制優遇措置等の相談
 - ・ 社会保険労務士による被用者保険適用に係る手続き等の支援 等

【補助先：全国生活衛生営業指導センター】

③日本政策金融公庫による資金繰り支援（日本政策金融公庫への出資金）

※既定経費対応

- ・ 貢上げに取り組む生衛業者に対する資金繰り支援の継続（当初2年間各貸付の利率から-0.5%）
- ・ 物価高騰等の影響により利益が減少した生衛業者に対するセーフティネット貸付の利率引下げの継続 等

1 生活衛生関係営業対策事業費補助金

11.6億円 [11.6億円]

生衛組合、生衛組合連合会、全国生衛営業指導センター、都道府県生衛営業指導センターに補助を行うことにより、生活衛生関係営業者の業の振興や発展を図るための組織基盤の強化及び衛生水準の確保・向上、相談支援体制の強化等を図る。

- 生活衛生関係営業収益力向上事業

1.0億円 [1.0億円]

物価高騰等の影響がある中、全国生活衛生営業指導センター等を中心に、最低賃金の周知啓発を行うとともに、物価高騰・人材確保等に対応するための収益力の向上や、人材育成・後継者育成等に関するセミナーの開催など、生活衛生関係営業者の収益力向上等のための取組を行う。

2 株式会社日本政策金融公庫補給金

29.1億円 [29.9億円]

株式会社日本政策金融公庫が生活衛生資金貸付を行うために必要な利差補給を行う。

3 被災した生活衛生関係営業者への支援（復興庁一括計上）

0.1億円 [0.2億円]

株式会社日本政策金融公庫が東日本大震災復興特別貸付等を行うために必要な財政支援を行う。

（参考）生活衛生資金貸付の貸付計画額

1,150億円 [1,150億円]

重点支援地方交付金の追加

令和6年度補正予算案

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、重点支援地方交付金を「低所得世帯支援枠」及び「推奨事業メニュー」実施のため追加する。

- 予算額：1. 1兆円（うち ①低所得世帯支援枠 0.5兆円、②推奨事業メニュー 0.6兆円）

※ この他、「給付金・定額減税一体措置（令和5年度経済対策）」に基づく給付金（0.6兆円）を措置。
- 対象事業：①（低所得世帯支援枠）物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担の軽減を図る事業。
 ②（推奨事業メニュー）エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、支援を行う事業。効果的と考えられる推奨事業メニューを提示。（詳細は、2頁参照）

推奨事業メニュー	
(生活者支援) <ul style="list-style-type: none"> ①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援 ②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援 ③消費下支え等を通じた生活者支援 ④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援 	(事業者支援) <ul style="list-style-type: none"> ⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援 ⑥農林水産業における物価高騰対策支援 ⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援 ⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

- 算定方法：①（低所得世帯支援枠）住民税非課税世帯1世帯あたり3万円を基礎として算定（市町村）
 住民税非課税世帯のうち、子育て世帯は子ども1人あたり2万円を加算
 ②（推奨事業メニュー）人口、物価上昇率、財政力等を基礎として算定（都道府県、市町村）

重点支援地方交付金

追加額1.1兆円(Ⅰ及びⅡの合計)

I. 低所得世帯支援枠(0.5兆円)

- ・低所得世帯の食料品やエネルギー関係等の消費支出に対する物価高の影響のうち賃上げや年金物価スライド等で賄いきれない部分を概ねカバーできる水準として、住民税非課税世帯一世帯当たり3万円を自安として給付。
- ・住民税非課税世帯のうち、子育て世帯については世帯人数が多いことを考慮して、子ども一人当たり2万円を加算措置。

II. 推奨事業メニュー(0.6兆円)

生活者支援

① エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援

低所得世帯を対象とした、電力・ガス(LPガスを含む)や灯油をはじめエネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するための支援

※ 住民税非課税世帯に対しては上記Ⅰによる支援を行う。

② エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援

物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援

※ 低所得のひとり親世帯への給付金等の支援や、こども食堂に対する負担軽減のための支援、ヤングケアラーに対する配食支援等も可能。

③ 消費下支え等を通じた生活者支援

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組やLPガス・灯油使用世帯への給付などの支援

④ 省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援

家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援

事業者支援

⑤ 医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援

医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対する食料品価格の高騰分などの支援、エネルギー価格の高騰分などの支援(特別高圧で受電する施設への支援を含む)

⑥ 農林水産業における物価高騰対策支援

配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、農林水産物の生産・調製・加工・貯蔵施設や土地改良区の農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、化学肥料からの転換に向けた地域内資源の活用などの支援

⑦ 中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援

特別高圧での受電(ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む)、LPガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援のほか、中小企業の賃上げ環境の整備などの支援

⑧ 地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

地域公共交通・物流事業者や地域観光事業者等のエネルギー価格高騰に対する影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援

※1 地方公共団体が、上記の推奨事業メニューよりも更に効果があると考えるものについては、実施計画に記載して申請可能。

※2 地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用や、地方公共団体発注の公共調達における労務費(実質的な賃上げにつながるもの)を含めた

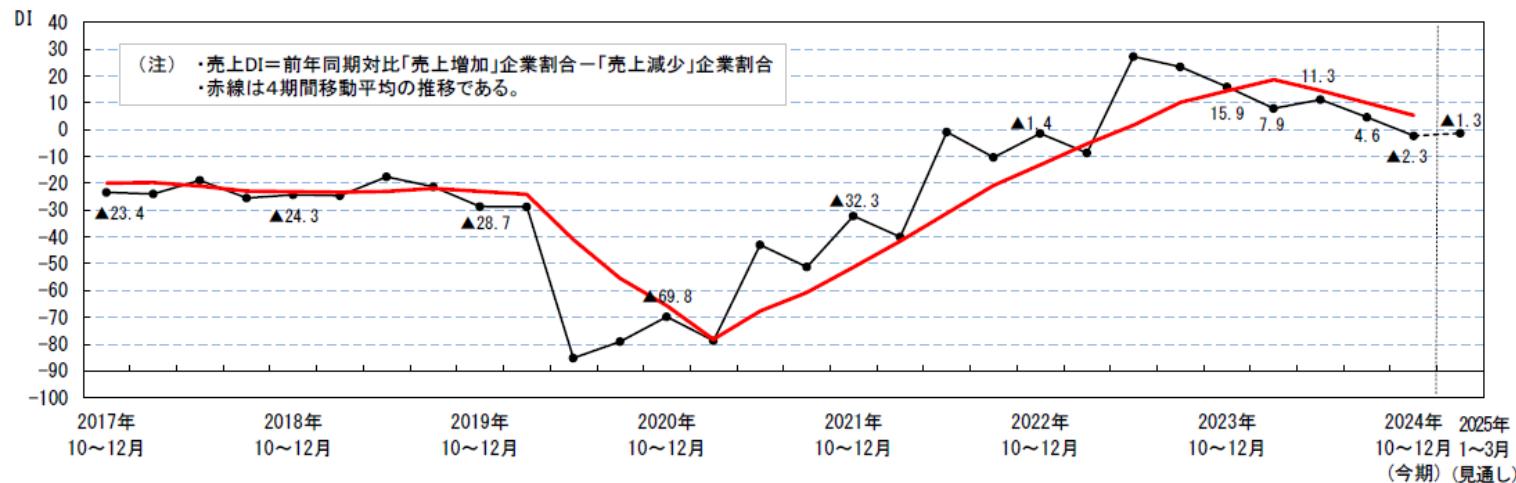
価格転嫁の円滑化のための活用も可能。また、地方公共団体における水道料金の減免にも活用可能。

新型コロナ流行に伴う生衛業への経済的影响(売上)

2. 売上

- 売上DIは、前期から6.9ポイント低下し、▲2.3となった。
- 来期は1.0ポイント上昇し、▲1.3となる見通し。

図表4 売上DIの推移(全業種計)



図表5 業種別 売上DIの推移(飲食業を除く)

凡例	2023年10～12月	2024年1～3月	2024年4～6月	2024年7～9月	2024年10～12月(今期)	2025年1～3月(見通し)
食肉・食鳥肉	13.6	14.7	18.7	7.8	3.2	2.6
氷 雪	45.5	▲ 1.9	14.0	35.7	7.3	▲ 1.8
理 容	▲ 7.6	▲ 12.8	▲ 5.3	▲ 3.6	▲ 15.1	▲ 13.2
美 容	▲ 15.5	▲ 4.1	▲ 8.5	▲ 11.3	▲ 16.9	▲ 9.2
映 画 館	▲ 19.7	▲ 16.4	▲ 17.2	▲ 15.3	▲ 46.4	▲ 3.6
ホ テ ル・旅 館	54.3	22.3	37.2	19.4	37.9	18.1
公 衆 浴 場	12.5	26.6	5.8	▲ 6.6	▲ 1.8	▲ 0.9
クリーニング	17.7	▲ 21.7	11.9	▲ 2.3	▲ 18.1	▲ 16.2

図表6 飲食業 売上DIの推移

凡例	2023年10～12月	2024年1～3月	2024年4～6月	2024年7～9月	2024年10～12月(今期)	2025年1～3月(見通し)
飲食業(全体)	28.7	20.7	19.6	11.5	4.8	4.6
そば・うどん	33.0	22.7	24.5	29.1	3.9	▲ 0.6
中華料理	27.6	26.9	24.8	15.6	11.7	9.7
す し	26.7	5.6	9.3	6.1	▲ 7.9	▲ 5.6
料 理	48.8	30.3	18.1	4.6	8.4	6.1
喫 茶	26.8	21.1	15.4	8.5	2.0	▲ 4.8
社 交	3.0	13.3	6.2	▲ 0.5	▲ 12.7	▲ 4.6
その他飲食	34.9	24.4	27.4	13.5	15.2	15.7

(出典:日本政策金融公庫HP生活衛生関係営業の景気動向等調査結果(2024年10-12月期))

4. 生活衛生行政に関する課題

～最近のトピックス含む～

生活衛生行政の課題について

衛生水準の維持・向上

- 衛生水準の維持と規制緩和との均衡
- 新たなビジネスやサービス形態への対応
(特に美容業、宿泊業で顕著)
- 衛生部門の体制維持・強化
など

生衛業者の経営の健全化・業の振興

- 人口減少モデルへの対応
→ サービスの需要減、人手不足 など
- 新たな環境保護概念への適合
→ SDGs、脱炭素社会、資源循環 など
- 社会全体のデジタル化への対応
- 「生衛業の強み」を生かした経営とビジネスモデルの発見
→ 地域包括、地域共生など
※「店舗単独」ではなく、「コラボ」による
発見と解決へ
など

公衆浴場における水質基準等に関する指針の一部改正について

○公衆浴場における衛生等管理要領等について（通知） 新旧対照表

（傍線部分が改正箇所）

改 正 後	改 正 前
<p>別添1 公衆浴場における水質基準等に関する指針</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 溶槽水の水質基準及びその検査方法は次の各号に規定するとおりとする。</p> <p>1 水質基準</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 大腸菌は、1個／mL以下であること。</p> <p>エ (略)</p>	<p>別添1 公衆浴場における水質基準等に関する指針</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 溶槽水の水質基準及びその検査方法は次の各号に規定するとおりとする。</p> <p>1 水質基準</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 大腸菌群（グラム陰性の無芽胞性の桿菌であって、乳糖を分解して、酸とガスを形成するすべての好気性又は通性嫌気性の菌をいう。）は、1個／mL以下であること。</p> <p>エ (略)</p>
<p>2 検査方法</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 大腸菌の検査方法</p> <p>下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省令・建設省令第1号）別表第1（第6条）の大腸菌数の検定方法によること。なお、試料は希釀せずに使用すること。</p> <p>ウ・エ (略)</p>	<p>2 検査方法</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 大腸菌群の検査方法</p> <p>下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省令・建設省令第1号）別表第1（第6条）の大腸菌群数の検定方法によること。なお、試料は希釀せずに使用すること。</p> <p>ウ・エ (略)</p>
<p>別添2・3 (略)</p>	<p>別添2・3 (略)</p>

レジオネラのパンフレットの改正（令和4年）

「公衆浴場における水質基準等に関する指針」、「公衆浴場における衛生等管理要領」、「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」並びに「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」といった技術的助言を基に、具体的な管理をわかりやすく解説するとともに実践的方法を紹介することを目的として本手引きを作成。（令和4年5月13日）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124204.html>

公衆浴場の衛生管理に係る相談対応時に使用したり、窓口に据え置く等により、ご活用いただきたい。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124204.html>



テーマ別に探す 報道・広報 政策について

ホーム 政策について 分野別の政策一覧 健康・医療 生活衛生 生活衛生対策 レジオネラ対策のページ

健康・医療 レジオネラ対策のページ

概要 関係通知/Q&Aなど

衛生管理要領・マニュアル(現行)

- 公衆浴場における衛生等管理要領等について(全文)(令和2年12月10日時点)
- 公衆浴場における浴槽水等のレジオネラ菌検査方法について(令和元年9月19日)
- 循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル(全文)(令和元年12月17日時点)
- 入浴施設の衛生管理の手引き(令和4年5月13日)



厚生労働科学研究所費補助金（健康安全・危機管理対策総合研究事業）
公衆浴場におけるレジオネラ症対策に関する検査・消毒方法等の衛生管理手法の開発のための研究

主な研修ツールと周知広報

- 「宿泊者も従業員も、誰もが気持ちよく過ごせる宿泊施設に」と打ち出して、研修ツールを作成したほか、周知広報を実施。

研修ツール（詳細版）

研修ツール（要約版）

厚労省HP

令和5年12月13日から旅館業法が変わります！

～宿泊者も従業員も、誰もが気持ちよく過ごせる宿泊施設に～



旅館業法においては、旅館業の営業者は、公衆衛生や旅行者の利便性といった国民生活の向上等の観点から、一定の場合を除き、宿泊をうながす者の宿泊を拒むことはない」と規定しています。

しかし、新型コロナウイルス感染症の流行期において、

①宿泊者に対する感染防止対策への実効的協力の求めを行うことができない

②いかわる迷惑客について、営業者が無制限に対応を強いための場合には、感染防止対策をはじめ、本来提供すべきサービスが提供できない

等の見方が寄せられました。

こうした情勢の変化に対応して、旅館業法等の一部改正を行う法律が成立し、2023（令和5）年12月13日に施行されます。

厚労省HP英語版

The Hotel Business Act is amended at December 13, 2023

to keep accommodations comfortable for Lodgers and Hoteliers

The Hotel Business Act provides that the Hotelier must not deny a person lodging except in the cases specified in the Act.

However, the Hotelier said that, in the pandemic of Covid-19, they were not able to:

• request Lodgers to provide practical cooperation the necessary cooperation to prevent the spread of infection due to infection; and

• provide to Lodgers appropriate services such as measures to prevent the spread of infection due to Lodgers who make demands to the hotelier that have the risk of imposing an excessive burden on the hotelier.

For such situations, the Act partially amending the Hotel Business Act and other Acts to Develop a Business Environment to Support the Continued Business Activities of Business with Operations related to the Environmental Health Industry, etc. was established and come into effect at December 13, 2023.

Related Materials

The Outline of the Act Partially Amending the Hotel Business Act and Other Acts to Develop a Business Environment to Support the Continued Business Activities of Business with Operations related to the Environment Health Industry, etc.

周知用ポスター

相談窓口ポスター

政府広報オンライン

ホテルや旅館に泊まる前に知っておきたい「旅館業法」改正のポイント

令和5年（2023年）12月13日から「旅館業法」が変わります！

旅行や出張の際に、宿泊先で気持ちよく過ごすには、ホテルや旅館のおもてなしや私たちの過ごし方が重要です。ホテルや旅館などの健全な発達を図ることとともに、施設の衛生水準を確保し、国民生活を向上させるために「旅館業法」という法律があります。令和5年（2023年）に、この旅館業法が改正され、同年12月13日から、**ホテルや旅館の営業者は、カスタマーハラスマントに当たる特定の要求を拒むこと**の「宿泊を拒むことができるようになります。ホテルや旅館が、宿泊するかたにとどても、そこで働く方々にとっても、気持ちよく過ごせる場所となるように、改正のポイントをご紹介します。

周知用ポスター英語版

※ 周知広報については、この他、一般人向けのインターネット広告やラジオ広報、営業者・相談窓口向けの講演を計9回行ったほか、観光庁とも連携して訪日外国人向けにX等で周知を行った。

※ 今後も順次、研修ツールを掲載するほか、周知広報を実施予定。 ※ 詳しくは次のURLを参照ください。 <https://www.mhlw.go.jp/kaiseiryokangyohou/index.html>

火葬等許可事務システムの標準化

1. 経緯等

- 自治体ごとにおける情報システムのカスタマイズにより、
 - ・ 維持管理や制度改正時の改修等において、自治体は個別対応を余儀なくされ負担が大きい
 - ・ 情報システムの差異の調整が負担となり、クラウド利用が円滑に進まない
 - ・ 住民サービスを向上させる最適な取組を迅速に全国へ普及させることが難しい 等の課題が発生。
- このような状況を踏まえ、地方公共団体に対し、標準化対象事務について、標準化基準に適合した情報システム（標準準拠システム）の利用を義務付ける「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が成立。
- R5.3の「地方公共団体情報システム標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令」の改正により、墓地、埋葬等に関する法律による火葬等許可事務を標準化対象事務として追加。火葬等許可事務システムについて、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」に基づき、R7年度末までに標準準拠システムへ移行することとしている。

2. 標準仕様書の作成・公表

- 令和5年8月31日 火葬等許可事務システム標準仕様書【第1.0版】公表
- 令和5年11月30日 デジタル庁においてデータ要件・連携要件標準仕様書(各論・火葬等許可)【第1.0版】公表
- 令和6年2月14日 デジタル庁においてデータ要件・連携要件標準仕様書(各論・火葬等許可)【第1.1版】公表
- 令和6年4月30日 デジタル庁においてデータ要件・連携要件標準仕様書(各論・火葬等許可)【第1.2版】公表
- 令和7年1月31日 火葬等許可事務システム標準仕様書【第2.0版】公表
(デジタル庁方針や関連制度・システムの動向等を踏まえ、改定)

※ 火葬等許可事務システム標準仕様書の改定に伴い、データ要件・連携要件標準仕様書(各論・火葬等許可)についても、本年2月末に改定予定

「せいえいNAVI」のご案内

●リリース時期 令和3年5月

●対応機種 スマートフォン、タブレット

●OS iOS (ver.13以上)、Android

AppストアまたはGoogle playストアからアプリをダウンロードします。

※本アプリは無料です。またアプリの利用で個人情報を取得することはありません。



1. 新着情報

生衛業者に必要な新着情報（融資・補助金、研修・セミナー、新型コロナ関連、行政情報）がアプリから入手可能に。

2. 検索機能

自分が必要な情報を絞って入手できる、検索機能を設定。

3. 先進事例

他業種・他店舗の先進的な取組事例（経営改善の取組など）が容易に入手できる。

4. 経営診断

経営診断チャートを使って、ご自身の店舗の強み・弱み、改善ポイントを知ることができる。

- 生活衛生業の方をターゲットにしたアプリです！
- 国や地域の助成金・補助金情報、経営相談、感染予防対策などの情報も満載です。



iPhone版



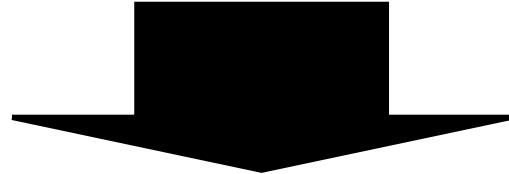
Android版

ダウンロード無料です！

5. おわりに

保健所・環境衛生監視員は昔も今も公衆衛生の要

- 保健所・環境衛生監視員は、昭和42年の制度創設以降、わが国の公衆衛生と国民生活の発展向上に多大な貢献を果たしてきた。
- 一方、時代の変化とともに社会保障や子ども対策などに関心は移っているが、コロナの対応の経験も踏まえ公衆衛生の役割は引き続き重要。



保健所・環境衛生監視員の皆様に期待したいこと

- I. 新型コロナ禍に伴い、公衆衛生への関心と役割が見直されている。
保健所・衛生監視員も最新知見や制度習得、現場での監視指導を通じて、「公衆衛生の要」として引き続き貢献頂きたい。
- II. コロナの5類移行に伴い社会経済活動の再開(全国旅行支援や水際対策緩和など)や人流が戻る中、新たな課題も含め、堅実な業務の遂行を期待しています。

ご静聴ありがとうございました

